

**福岡県ユニバーサルツーリズムおもてなし推進事業業務
委託事業者選定委員会設置要綱**

（設置）

第1条 「福岡県ユニバーサルツーリズムおもてなし推進事業」を適切かつ効果的に実施するための事業者を選定することを目的として、「福岡県ユニバーサルツーリズムおもてなし推進事業」業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、事業者から提案された企画提案書について審査を行い、最も適切かつ効果的に事業を実施できると考えられる事業者の選定を行う。

（組織）

- 第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって充てる。
2 委員会に委員長を置き、商工部観光局観光政策課長を充てる。
3 委員長は会議を総括する。

（評価及び選定の方法）

第4条 委員会における提案企画の審査及び委託事業者の選定は、別に定める「福岡県ユニバーサルツーリズムおもてなし推進事業」業務委託事業者選定要領に基づき行う。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、商工部観光局観光政策課において処理する。

（補足）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

（別表）

区分	所属及び職名	
委員長	柳原 浩子	福岡県商工部観光局観光政策課長
委 員	花田 恭介	福岡県福祉労働部障がい福祉課長
委 員	伊見 浩太郎	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長
委 員	佃 利之	公益社団法人福岡県観光連盟事務局長